

産業廃棄物収集運搬業（廃止・変更）届出書審査表

申請者（ ） 事業の区分 [ 積替え・保管該当 ( 有 ・ 無 ) ]  
 [ 特別管理産業廃棄物該当 ( 有 ・ 無 ) ]

1 共通事項

廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内（省令第10条の10第2項又は第10条の23第2項）同時に2つ以上の申請書等の提出があった場合、省略した書類の一覧を記入した別紙を添付することにより、重複する書類の一部を省略可能とする（省令第21条第1項）。

2 事業の全部又は一部の廃止

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（許可証等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
廃止した事業又は変更した事項の内容（第2号以外）			業の廃止の旨を記入。
廃止又は変更の理由			廃止の理由を記入。

【添付書類】

事 項	添付	審査	審 査 内 容
① 許可証の原本			全部廃止の場合

3 氏名又は名称の変更

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（①、②等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
廃止した事業又は変更した事項の内容（第2号以外）			変更の内容を記入。
廃止又は変更の理由			変更の理由を記入。

【添付書類】（省令第10条の10第3項第1号又は省令第10条の23第3項第1号）

事 項	添付	審査	審 査 内 容
① 法人の場合、定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書			定款又は寄附行為
			登記事項証明書
② 個人の場合、住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			内容が届出時点で最新のものであること（必要に応じて現行と相違ない旨の申立書と日付）。更新の場合、産廃の収集運搬業が目的欄から読み取れること。
			住民票の写し 登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）

留意事項

- ：法人に限り、届出は30日以内である。
- ：住民票は、内容が申請時点で最新のものであり、本籍（外国人にあっては国籍）の記載されている、申請日から3か月以内に発行されたものを添付すること。
- ：住民票に個人番号（マイナンバー）が記載されたものが提出された場合、マスキング後複写し、原本対照を行ったものを受理し、原本は返還すること。
- ：法人の登記事項証明書及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等は、内容が申請時点で最新のものであり、申請日から3か月以内に発行されたものを添付すること。

**4 法定代理人、役員、5%以上の株式を有する株主又は5%以上の出資をしている者若しくは使用人の変更**

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（①、②等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
変更した事項の内容（第2号用）			変更の内容を記入。
廃止又は変更の理由			変更の理由を記入。

【添付書類】（省令第10条の10第3項第2号又は省令第10条の23第3項第2号）

事 項	添付	審査	審 査 内 容
① 法人の場合、登記事項証明書			役員変更の場合に添付。 （ただし、株主の変更のみの場合は不要。）
② 未成年者の場合、その法定代理人が、個人であるときは住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人であるときは登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）
③ 法人の場合、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			法人の場合…登記事項証明書
			役員の住民票の写し
④ 法人の場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には登記事項証明書）			役員の登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）
			該当する株主又は出資者が個人の場合…住民票の写し
⑤ 令第6条の10に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			該当する株主又は出資者が個人の場合…登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）
			該当する株主又は出資者が法人の場合…登記事項証明書
			住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）

留意事項

- ：法人である場合（登記事項証明書の添付が法定事項の場合）に限り、届出は30日以内である。
- ：住民票は、内容が申請時点で最新のものであり、本籍（外国人にあっては国籍）の記載されている、申請日から3か月以内に発行されたものを添付すること。
- ：住民票に個人番号（マイナンバー）が記載されたものが提出された場合、マスキング後複写し、原本対照を行ったものを受理し、原本は返還すること。
- ：法人の登記事項証明書及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等は、内容が申請時点で最新のものであり、申請日から3か月以内に発行されたものを添付すること。
- ：有印文書の複写を添付するとき（契約書、講習会修了証、土地登記書類、住民票等）は原本対照を行うこと。
- ：誓約書の提出は不要。

※取締役から代表取締役に就任した場合にも届出を行うこと。この場合添付書類は、登記事項証明書のみとする。

株主から役員に就任、役員から株主に就任及び役員を辞任後使用人に就任した場合にも同様とする。

※株主の構成は変わらないが、株式保有割合を変更した場合には、届出は不要とする。

※相続の協議が整わない等の理由により、変更後の株式保有割合が確定しない場合には、確定している分について変更届出を提出すること。その際、確定し次第変更届出を行う旨の申立書を添付すること。（保有割合確定後の変更届出が提出されないまま許可の有効期間が終了した場合には、確定後の変更届出提出後に更新許可審査を行う。）

役員が確定しない場合にも同様とする。

※新たに役員・株主等となった場合には、その者についての欠格照会を実施する。

**5 事務所及び事業場の所在地の変更、住所の変更**

事項	添付	審査	審査内容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（①、②等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
廃止した事業又は変更した事項の内容（第2号以外）			変更の内容を記入。
廃止又は変更の理由			変更の理由を記入。

【添付書類】（省令第10条の10第3項第3号又は省令第10条の23第3項第3号）

事項	添付	審査	審査内容
① 法人の場合、登記事項証明書			本店の移転の場合、法定外書類だが、確認のため添付。
② 事務所及び事業場の所在地の付近の見取図			付近の見取図：人家等の位置がわかる地図（縮尺1/2, 500程度のもの）及び施設の位置がわかる地図（縮尺1/25, 000程度のもの）

留意事項

：土地登記書類は提出不要。

**6 事業の用に供する施設（運搬容器等は除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模の変更**

事項	添付	審査	審査内容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（許可証等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
廃止した事業又は変更した事項の内容（第2号以外の欄）			変更の内容を記入。
変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号	施設の種類の数量		種類、ナンバー、最大積載量を各車両ごとに記入。運搬に適したものであること。（②と照合） 車両の総台数を記入。
廃止又は変更の理由			変更の理由を記入。

【添付書類】（省令第10条の10第3項第4号又は省令第10条の23第3項第4号）

事項	添付	審査	審査内容
① 変更後の事業計画の概要を記載した書類			様式が正しいこと。（省令様式第6号の2 1～5面） 変更の内容が確認できるよう記載すること。
(1) 事業の全体計画			※変更がなければ不要 全体計画を明確かつ簡潔に記入（どこから出る何をどこに運搬するのか。すべての（特別管理）産業廃棄物の種類を確認できること。）
(2) 収集運搬する（特別管理）産業廃棄物の種類及び運搬量等			※変更がなければ不要 各種類ごとに（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物等とそれ以外に分けて）記入。各項目ごとに代表的な排出事業場及び運搬先の名称を記入。 各所在地は地番まで正確に記入すること。
(3) 運搬施設の概要			※変更届出書に記載されている場合は不要 運搬車両一覧及びその他の運搬施設概要（運搬容器等）を記入（②③と照合）。
② 変更に係る事業の用に供する施設（積替え・保管の場所を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図			（省令様式第6号の2 6面） 収集運搬車両の写真（前面（真正面）・側面（真横）各1枚）。 収集運搬車両の旨、許可番号下6桁、会社名等の表示の確認ができること。
③ 申請者が施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類			①電子車検証が交付されている車両：自動車検査証記録事項の写し ②電子車検証が交付されていない車両：自動車検査証の写し ※車両の所有権を有しない場合、継続使用の確認できる賃貸借契約書の写し等。ただし、所有者欄が申請者でない場合でも使用者欄に申請者が記載されている場合は、賃貸契約書等は不要とする。 車検切れでないこと。

留意事項

：有印文書の複写を添付するとき（契約書、講習会修了証、土地登記書類、住民票等）は原本対照を行うこと。

7 積替え又は保管に関する所在地、面積、（特別管理）産業廃棄物の種類、保管上限及び高さの変更

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（許可証等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
廃止した事業又は変更した事項の内容（第2号以外）			変更の内容を記入。
変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号	設置場所、設置年月日、 処理能力		各積替え・保管施設ごとに設置地番、設置年月日等を記入すること。（①(2)、②及び③と照合）
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要			各積替え・保管施設ごとに面積、（特別管理）産業廃棄物の種類、保管上限、高さ（屋内、容器内保管はその旨）記入すること。平均搬出量の7日分以内になっていること。高さの基準（50%勾配等）を満たしていること。（①(6)、②と照合）
廃止又は変更の理由			変更の理由を記入。

【添付書類】（省令第10条の10第3項第4号又は省令第10条の23第3項第4号）

事 項	添付	審査	審 査 内 容
① 変更後の事業計画の概要を記載した書類			様式が正しいこと。（省令様式第6号の2 1～5面） 変更の内容が確認できるよう記載すること。
(1) 事業の全体計画			全体計画を明確かつ簡潔に記入（どこから出る何をどこに運搬するのか。すべての（特別管理）産業廃棄物の種類を確認できること。）
(2) 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類及び運搬量 等			各種類ごとに（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物等とそれ以外に分けて）記入。 各項目ごとに代表的な排出事業場及び運搬先の名称を記入。 各所在地は地番まで正確に記入すること。
(3) 運搬施設の概要 ① 運搬車両一覧 ② その他の運搬の概要 ③ 積替施設又は保管施設の概要			運搬車両一覧及び事務所・駐車場の所在地を記入（③と照合）。 その他の運搬施設概要（運搬容器等）を記入（③と照合）。
(4) 収集運搬業務の具体的な計画			積替え・保管施設の概要（保管上限の計算を含む）を記入。保管基準に適合していること（②と照合）。 事業のフロー、車両ごとの用途、営業時間、休業日、従業員数を記入。従業員数が事業計画に対して十分であること。
(5) 環境保全措置			悪臭及び廃棄物の飛散流出防止対策を記入（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を運搬する場合はその区分方法も記入）。 積替え・保管する場合は、区分方法と飛散・流出・汚水・地下浸透・悪臭、衛生害虫等の対策について具体的に記入。
② 変更に係る事業の用に供する施設（積替え・保管の場所を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	※積替え・保管を行わない場合は不要		積替え・保管施設の平面図（寸法の入ったもの）
			積替え・保管施設の立面図（寸法の入ったもの）
			積替え・保管施設の断面図（寸法の入ったもの）
			積替え・保管施設の構造図（寸法の入ったもの）
			積替え・保管施設の面積、容積に関する計算書
			積替え・保管施設が囲いに接する場合、囲いの安定計算書
③ 申請者が施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類			※許可時と土地の変更の無い場合には添付不要 駐車場及び積替え・保管施設の付近の見取図：人家等の位置がわかる地図（縮尺1/2,500程度のもの）及び施設の位置がわかる地図（縮尺1/25,000程度のもの）
			※許可時と土地の変更の無い場合には添付不要 積替え・保管施設に係る土地の登記事項証明書（所有権を有しない場合、継続使用の確認できる賃貸契約書の写し等） ※許可時と土地の変更の無い場合には添付不要 字図（保管施設を字図に記載した図面）及び積替え・保管施設に係る地番の全景が確認できる公図

留意事項

：有印文書の複写を添付するとき（契約書、講習会修了証、土地登記書類、住民票等）は原本対照を行うこと。  
：積替え・保管施設の変更にあたっては、保健所から業者へ書き換えた許可証を交付する時に、変更内容に相違ないか確認を行うこと（事前に写真等の提出は不要）。

8 宮崎市で新たに積替え許可を受けた場合

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（許可証等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
廃止した事業又は変更した事項の内容（第2号以外）			変更の内容を記入。
廃止又は変更の理由			変更の理由を記入。

【添付書類】（省令第10条の10第3項第6号又は省令第10条の23第3項第7号）

事 項	添付	審査	審 査 内 容
① 宮崎市の許可証の写し			変更の内容が確認できること（原本対照不要）。